

平成28年度第17回 教育委員会会議 会議録

- 1 日 時 平成29年2月7日（火） 13：15～17：02
- 2 場 所 3号館8階教育委員会室
- 3 出席者 <教育委員会>
雪村教育長 山本委員 梶木委員 伊東委員 福田委員 今井委員
<事務局>
林教育次長 稜野総務部長 川田指導部長
日下社会教育部長 後藤教育施策推進担当部長
- 4 欠席者 岡田スポーツ担当局長
- 5 傍聴者 なし
- 6 会議内容

（雪村教育長）

それでは、定刻になりましたので、ただいまより教育委員会会議を始めます。

本日は、議案9件、協議事項1件及び報告事項7件です。

このうち、報告事項1については神戸市教育委員会会議規則第10条第1項2号により、職員の人事に関する事。教第66号議案、教第67号議案、教第68号議案、教第71号議案、教第73号議案及び教第74号議案については同項第3号により、長の作成する議会の議案に関する事。報告事項2については同項第5号により、訴訟または不服申し立てに関する事。教第69号議案、協議事項11、報告事項4及び報告事項5については同項第6号により、会議を公開することにより、教育行政の公正かつ適正な運営に著しい支障が生じるおそれのある事項であって、非公開とすることが適当であると認められるものとして、非公開としたいと思いますが御賛同いただけますでしょうか。

（6名の賛成により非公開案件を決定）

（雪村教育長）

ありがとうございます。

それでは、報告事項6、神戸市立工業高等専門学校における外部評価委員会の常設について、工業高等専門学校より説明をお願いします。

報告事項6 神戸市立工業高等専門学校における外部評価委員会の常設について

（道平工業高等専門学校副校長）

神戸高専の研究担当副校長をしています。よろしく申し上げます。

外部評価委員会の常設について、簡単に説明させていただきます。

本校において、自己評価を毎年実施していましたが、それ以外にも機関別認証評価及び J A B E E という外部評価もあります。これらの外部評価の間を縫うように三、四年に 1 回、外部評価を実施していました。

ただ、昨今のさまざまな動きの中で本校も毎年外部評価委員会を開催して、外部評価を受けるべきだという考えに至って、来年度から外部評価委員会の常設に向けて動きたいという内容になります。

資料 1 ページ「4 実施要領」にある「3 年間のサイクル」という部分を説明します。外部評価等々を受ける中で、外部アンケートの実施が必要になります。これについては、大学、企業、そして卒業生が対象になりますが、それを 3 年に 1 度、必ず外部アンケートを実施して、それを使って 3 年サイクルで外部評価、内部評価を実施し、より充実した改善計画、P D C A サイクルを回していきたいという思いでの今回の提案になります。

委員候補は資料に名前を挙げています。規定によって、委員長は委員の互選で決定することとしています。

簡単ですが、以上になります。

(雪村教育長)

この件について、いかがでしょうか。

(福田委員)

いろいろな学科がありますけれども、別々に受けるのですか。それとも一括でこの外部評価を受けるのですか。

(道平工業高等専門学校副校長)

一括で受けるようになっています。自己評価として、毎年、自己点検シートを本校でつくっていますが、それをベースに学校全体としての評価を受けていきたいと思っています。

自己点検シートの中には、各学科で個別にこういうことをしたということも組み込むようにしています。それも含めて一括で見たいと思っています。

もう 1 点補足すると、外部評価委員の中に必ず大学、高等専門学校の教職員等 1 名を入れますが、そこを機械系、電気系、化学系というふうにしていくことでバランスをとりたいと思っています。

(雪村教育長)

資料 2 ページにスケジュールがありますが、例えば、1 年目には年何回開催する予定と読んだらいいですか。

(道平工業高等専門学校副校長)

最終的な外部評価委員を集めての開催は年1度の予定です。ただし開催までの間、改善等が行われたことなどの報告があるごとに委員に資料提供をしながらやりたいと考えています。例えば、12月の外部評価委員会にいきなり資料を出すのではなくて、小まめに出せるようにして、12月の段階でまとめた資料として見ていただくことを考えています。

(雪村教育長)

外部評価委員会としては、表の12月にある「外部評価」というものがそれに当たるということですか。

(道平工業高等専門学校副校長)

はい。補足として、4ページの資料1にあるとおり、外部評価委員会の規程(案)第6条に審議いただく内容を10項目上げています。この10項目は、これまで本校で実施してきた自己点検シートの中の項目になっています。5ページの資料2にある学校教育法施行規則第172条の2に掲げられている公表すべき項目が当てはまるように、10項目に割り振っています。

本校が掲げている10項目は、施行規則の第1号から第9号のどこに該当しているかという対応表をその下に入れてあります。それに基づいて法令等で決められている内容について、網羅する形で実施していきたいと考えています。

(雪村教育長)

いかがですか。3ページにあるように、今まで平成22年10月、平成26年2月と、不定期しか行われてこなかった外部評価について、委員会を常設して行おうとするものです。

(福田委員)

結構だと思います。ただ、よく見ていただきたいのは学位授与機構の機関別認証評価との関係です。

(道平工業高等専門学校副校長)

来年度、レビュー審査を受けることになっています。

(福田委員)

機関別認証評価ではいろいろと評価項目、評価結果が出ていると思います。それとこの外部評価との関係をうまくすり合わせて、「こうやって改善していった」というドキュメントをきちんと残していかないとはいけません。残していけば、また次の認証評価に使

えるから、別々のものだととらえるのではなく、どちらも関連があって、評価として同じようなベクトルですという認識で、この外部評価をしていただいたほうが中身が充実するのではないかと思います。

(道平工業高等専門学校副校長)

ありがとうございます。

(福田委員)

どうしても評価するグループが違えば、違うものだと思われるけれども、本質的に何も変わらない話だと思います。

(道平工業高等専門学校副校長)

アドバイスありがとうございます。そのとおりだと思います。実は、資料3に機関別認証評価の評価基準があって、これらも意識した形で評価項目を更新しています。

2年前に評価いただいた機関別認証評価の評価に関しては、その内容をどのように改善したかということも含めて、本校がつくる自己評価である自己点検シートに組み込むようにしています。それに対して計画を立てることについて、外部の目で見えていただく。これを7年繰り返せば次の認証評価のときに、恐らくスパイラルアップしている、また、PDCAサイクルが訴えやすくなる、見えやすい資料になるのではないかと、その足がかりにしていきたいと思っています。

(福田委員)

ぜひ、そうやって努力していただきたいと思います。

次の認証評価のときには、先日受けられた認証評価よりもアップしているかどうかというところを見るはずですが、だから、毎年、外部評価を受けられるときにも、そういう視点でチェックしていただければ、そうやって毎年改善していることを積み重ねていくことになりますから、わかりやすいですね。

(道平工業高等専門学校副校長)

ありがとうございます。

前回の機関別認証評価の中でも、「PDCAサイクルがいまいち見えにくい」、あるいは「もっときちんと示すように」というコメントも少しいただきましたので、それも含めて、外部評価委員会を常設しようということです。今度の評価のときには、改善の積み重ねを見やすく出せるように、これについても目標の中に入れるつもりです。

(福田委員)

よろしく申し上げます。

(雪村教育長)

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

(雪村教育長)

そうしたら、御指摘があった点も踏まえながら進めてください。

(岸田工業高等専門学校事務室長)

ありがとうございます。

(雪村教育長)

続いて、報告事項7、神戸市立工業高等専門学校における平成30年度専攻科入学者選抜方法の変更について、お願いします。

報告事項7 神戸市立工業高等専門学校における平成30年度専攻科入学者選抜方法の変更について

(岸田工業高等専門学校事務室長)

報告事項7を説明します。平成29年度に実施する平成30年度の専攻科入学者選抜方法の変更についてということです。

最初に資料3ページ、参考資料をごらんください。今年度実施した平成29年度の専攻科入学者選抜方法の概要を説明します。

「1 募集定員」は、機械システム工学専攻、電気電子工学専攻が8名、それから応用化学専攻、都市工学専攻が4名で、定員は合計で24名です。文科省は専攻科の定員のあり方について見直しを検討しているところですが、現状では定員の2倍を超えない範囲で合格者を出すことについては認めていただいている状況です。

「2 入学者選抜日程」ですけれども、まず推薦選抜があり、前期の学力選抜、後期の学力選抜と社会人特別選抜という順で今年度は実施しました。

「3 選抜方法」ですけれども、「推薦によるもの(前期)」の選抜方法としては、面接、調査書との総合判定、あるいは書類審査によって行っています。

4ページをごらんください。学力試験による選抜は、前期、後期の2回に分けて、入学者の選抜は英語、筆記試験(数学、専門科目)、面接、調査書の総合判定によって行います。

(3) 社会人特別選抜は後期に行っていますが、選抜方法は学力試験による選抜に準じています。

「4 学力試験（前期・後期）の筆記試験の科目と配点」ですが、筆記試験としては数学、専門科目に分かれています。総配点は650点です。

「5 定員及び現員」ですが、先ほどの説明のとおり、現在は定員を超えて合格者を出しています。

「6 入学志願状況（過去5年間）」についても同様です。

現状はこういう形で進めていましたけれども、平成30年度の専攻科入学者選抜方法から、資料1 ページ「1 変更内容」のとおり実施します。10月下旬にしていた後期の学力選抜は廃止します。推薦選抜は現行どおり行います。学力試験の選抜方法を見直して、A方式、B方式という2つの方式を導入します。

「② 科目、配点等の見直し」として、A方式では現行どおり、同じ科目配点で行いますが、合格発表後1週間以内に入学確約書を提出することを条件としています。これによって専攻科を専願する学生を確保したいと考えています。

B方式は、A方式から面接を除いた550点満点で評価するものです。こちらの合格者は、合格発表後4カ月以内に入学確約書を提出しなければならないという条件で、こちらを受験する学生は大学編入学等と併願できるような方式になっています。

2ページの「2 変更理由」ですけれども、現状では、合格者数を前期枠と後期枠とで調整する必要がありますが、後期学力選抜を廃止することにより、調整の必要がなくなります。また、1回の選抜で合格者を決定することができるため、優秀で意欲のある学生を効率的に早期確保することができるということで、変更するものです。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

(雪村教育長)

この件について、いかがでしょうか。

(梶木委員)

A方式とB方式で、合格者数の割合などの仕組みはありますか。

(道平工業高等専門学校副校長)

内規的になりますが、まず、A方式から合格者を決定していきたいと思っています。先ほど説明がありましたように、定員を超えて合格者を出している状況を絞っていく努力をする必要があります。ですから、まずA方式と推薦から、優先的に定員の約1.5倍までをここで確保します。例えば、8名の定員のところは最大12名までは合格を決めます。そして、残りの枠について、200%を超えない範囲でB方式から合格者を出すことを考えています。B方式を選択する学生の場合は多くは公務員試験、もしくは大学編入で抜ける可能

性が高いですので、少なくとも12人は専願的に確保できるようなイメージで考えています。

(梶木委員)

専願であることによって優遇はあるのですか。

(道平工業高等専門学校副校長)

あります。要は面接があるかないかになります。A方式は面接をして、面接点を加算して、その中で合否を決める予定にしています。逆転現象が起こると困りますので、例えばA方式で（合格者の次点の）13番目で不合格となった学生は、面接点を抜いて、B方式と全く同じ科目数で組み入れて、B方式の中から上位3名合格といったイメージを考えています。

優遇ということでは面接点の部分がA方式には入ることになります。

(雪村教育長)

そのほか、この件についてよろしいですか。

(「はい」の声あり)

(雪村教育長)

ありがとうございました。そうしたら、報告事項3、教科用図書採択の公正確保の件について、お願いします。

報告事項3 教科用図書採択の公正確保の件

(大谷指導課長)

教科書採択の公正確保に係る通達について説明します。

お手元には、報告事項3の鑑文がついているもの、別冊1、別冊2の計3種類の資料があります。

資料の2ページをごらんください。

このたび、教科書採択の公正確保について、小中学校及び特別支援学校小中学部宛てに2ページのもの、高等学校及び特別支援学校高等部宛てに3ページのものを新たに通達として発したいと思っています。

内容のポイントは後で説明したいと思いますので、まず新たに発出することになった経緯を説明します。

4ページは、小中学校の教科書閲覧問題を受けて、今年度当初に教科用図書採択の公正確保のために発出した通達です。

5 ページは高等学校の副教材無償提供問題を受け、7月に高等学校に対し発出した通達です。

同様の事案の発生を防ぐため、小中学校においては、検定申請原稿本、いわゆる白表紙本の受け取りと内容閲覧の禁止と、それから執筆や編集の依頼を受けようとする場合に、教職員課への兼務兼業の届出を徹底するよう周知しました。毎年、採択が行われる高等学校と特別支援学校については、関連業者との接触禁止期間を明示しました。

共通項目として、名目のいかに問わず、金品の收受、飲食、便宜の強要を受けることのないよう厳しく定めていました。

別冊1をごらんください。そのような中で、平成28年9月に教科書協会より、「教科書発行者行動規範」が示されました。内容はおおむね本市の通達とそごのない内容でしたが、一部では本市が禁止している内容が許容される行為として示されていました。

別冊1の4ページ一番上、「許容される行為」の「3.」のところですか。「会員各社は、採択期間中、学校を訪問し、教員に対して見本本を開示の上、その内容を説明することができる。」としています。

別冊2は平成28年11月に教科書協会より示された「教科書発行者行動規範Q&A」です。この2ページをごらんください。

「A4」の2段落目、「また」書き以降ですけれども、「飲食費」について、必要な範囲で弁当やコーヒー・茶菓子等を提供することは社会通念上、相当とされる範囲とし、各自治体に提供を受けることの可否を確認することが必要であると示されています。

これらを受けて、先ほどの通達に関して、本市としての方針をさらに明確化する必要が生じました。

資料の2ページにお戻りください。

本市として、特に以下の3つの項目を明確にして通達を発出し、周知徹底を図っていきます。

1つ目は、2（1）検定期間及び採択期間においては、執筆等の場合を除いて発行者と接触をしてはならないこと。

2つ目は、2（3）金銭を受け取らない場合であっても、学校外における助言等の依頼を受けようとする場合は、兼務兼業の申請を行い許可を得ること。

3つ目は、3の midpoint のところで、兼務兼業の許可を得た場合は執筆等に係る報酬、執筆や学校外における助言等に係る交通費、宿泊費の実費の受領は認められるが、物品の受領や飲食の無償提供は認められないこと。

教科書の閲覧問題や教材の提供問題のような問題が再び起こることのないよう、本通達を教科書発行者にも送付し、本市の公正確保に係る方針について周知を図りたいと考えています。

以上で、教科書採択の公正確保にかかる通達についての説明を終わります。

(雪村教育長)

この件について、いかがでしょうか。

もう一度確認しますが、教科書協会が示した行動規範よりも、神戸市が上乘せで厳しくした部分はどこですか。例えば、2(1)の、検定期間中は執筆等の場合を除いた発行者と接触してはならない。これは教科書会社側の言う「説明をすることができる」よりも厳しいということですか。

(大谷指導課長)

おっしゃるとおり、採択期間に各学校に回って、見本本を見せて説明してよいとなっています。これについては、以前から神戸市では禁止していたのですけれども、今回のことを受けて公正取引委員会も文科省も承認した上で、教科書会社はしてもよいと決めました。けれども、その辺について、時期がいつなのかなど、現場の先生は非常に混乱すると思いますので、採択期間と検定期間はそういうことがあってはならないと明確にした次第です。

(雪村教育長)

それから、先ほどの飲食の部分はどこで読みますか。

(大谷指導課長)

「3.」です。教科書会社側はコーヒーや昼食、茶菓子等の提供は構わないと言っています。ただ、それぞれの市の規定に従うということですから、神戸市では交通費などの実費、正式な報酬については受領できますが、物品の受領や飲食の無償提供は認められないとしています。「一般常識で判断する」となると、どこまでがよくて、どこまでがだめなのかという線が引きにくくて、「このコーヒーは飲んでいいのか」、「このお弁当は」という判断はつかないので、基本的には「お代金をお支払いします」という対応を徹底したということです。

それから、2(3)金銭を受け取らない場合でも、接触した場合には報告をする、届け出をするということです。金銭を受け取らない場合や勤務時間外等でいろいろなことがあった場合は、管理職に報告します。

(雪村教育長)

その3点と考えたらいいですか。

(大谷指導課長)

はい。

(梶木委員)

執筆している場合は、例えば、お弁当の提供を受けてもいいのですか。

(大谷指導課長)

執筆の場合は、恐らくその場では書かないです。

(梶木委員)

その場で書かなくても、集まって編集とかしますね。

(大谷指導課長)

その場合に、もし昼食が出た場合は「代金お支払いします」という対応になります。

(梶木委員)

そういうことですね。

(大谷指導課長)

はい。

(戸田指導課首席指導主事)

教科書会社から「何々が報酬です、交通費はこれだけです」という形で依頼状をいただきますので、そこに載っていないものについては基本的に代金を支払うという形にしようと考えています。

(梶木委員)

それは、個人で払うのですか。

(戸田指導課首席指導主事)

そうです。報酬として正式にいただくものについては、依頼状とともに教職員課に兼務兼業を届け出て、了承していただく形にします。

(今井委員)

聞き逃したかもしれないですけども、「神戸市はこういう方針です」ということを発行者側にも何か出しますか。

(大谷指導課長)

今でも、もう接触してきていて「早く教えてほしい」、「出されたものに従ってやります」と聞いています。

(山本委員)

これだけきちんとしていただいたら、現場に間違いも少ないと思います。今までも、「なかなかこういうことに疎くて」ということがあったと思うので、神小研（神戸市小学校教育研究会）も神中研（神戸市中学校教育研究会）もあると思います。これまでのことでもありますので、徹底していただく形で、また広報、啓発をしっかりとお願いできたらと思います。

(大谷指導課長)

「教科書発行者行動規範」は9月に出て、「Q&A」は11月に出たので、先に見ている教員もいると思います。神戸市のもものでは許容範囲が違うこともありますので、まず2月に「こういうものが出ていましたけれども、こういうふうにします」という予告を一旦出して、新年度にもう一度、改めて出す形で周知徹底を図りたいと思っています。

(福田委員)

その場合に、今、説明していただいたように違う部分ができるように、イラストなどをつけていただいたらいいと思います。法律家であれば理解できるかもしれないけれども、人間というのは、文書で見ても一般の人はなかなか解釈するのが難しいと思います。誤解されるようなところもあるから、説明の仕方、周知徹底の仕方を少し工夫するようにお願いしたいと思います。

(雪村教育長)

教科書協会の行動規範との違いとして、左右で違った点だけを示すなどして、少し工夫していただけますか。

(大谷指導課長)

わかりました。

(雪村教育長)

確かに、行動規範だけを読んでいる人は既にいるかもしれませんが。「これから、これは許されるようになったんだ」と誤解しているかもしれません。

(梶木委員)

一番に「神戸市は、なぜこれと違うことを出すのか」ということを書いていただいたらいいと思います。「厳しい側ですよ」という話ですね。

そういうふうに言うておけば、そういった場面に出会った時に「大体厳しいんだろう

な」、「細かくは、また確認すればいいけれども、何かおかしいなと思ったら、やったらあかん側やな」と考えてもらえるのではないかと思います。

(大谷指導課長)

厳しくというよりも線引きが難しいということがあります。現場の先生に対して、どこまでよくて、どこまでだめなのかということ、できるだけはっきりしてあげないと、「社会通念上許される範囲を判断してください」というのは難しいです。

許されると思って行動した結果、処分を受けていますので、そういうことを防ごうというものです。

(梶木委員)

わかりました。

(雪村教育長)

そのほか、御指摘などよろしいですか。

(「はい」の声あり)

(雪村教育長)

そうしましたら、これも今の御指摘を踏まえて進めてください。

(大谷指導課長)

ありがとうございました。

(雪村教育長)

続いて、教第70号議案、学級編制基準及び教職員定員配当方針決定の件について、教職員課よりお願いします。

教第70号議案 学級編制基準及び教職員定員配当方針決定の件

(竹森給与定数移管担当課長)

資料5ページをごらんください。議案の参考資料として、「県費負担教職員の権限移譲について」を添付しています。

今回の議案は「1. 概要」のうち、今回の権限移譲で市におりてくる権限、右側の箱の2つ目「学級編制基準の設定」です。これについて指定都市で基準を設定する必要があります。学級編制基準は、簡単に言うと1クラスを何人で編制するかという基準です。

それから、その下「教職員定数の決定」と書いていますが、今回の議案として、もう1つ審議いただくのが、その決定のための配当方針ということです。

この2つをお諮りします。

「(2) 権限移譲による効果」をごらんください。これまで申し上げていますが、このたびの権限移譲は、現在の教職員費の財源を再配分するものです。権限移譲後の総定数には変更はない見込みで、現在、県が決定している加配等の定数について、国制度の一定の枠組みのもとにはなりますけれども、市で主体的に決定することができるようになります。学校課題に応じた、より弾力的な教職員配置が可能となると考えています。

「2. 定数の運用(案)について」ということです。「(1) 学級編制基準等について」①ですけれども、今回、お諮りする学級編制基準及び定員配当方針は、原則として県の基準から変更しないこととしたいと考えています。

②は、その中で小学校における35人学級編制です。この会議でも以前、議論をいただきましたけれども、35人学級編制については、県の小学校2年生から4年生における選択制の制度を継続したいと考えています。

そのほかにどんなことをするのかということですが、(2) 定数の有効活用(案)」にまとめています。

①小学校においては定数運用の工夫によって、担任を持たずに教頭を補佐する「総務・学習指導担当」を順次配置したいと考えています。

②中学校については、基本的に常勤の加配について現在の配当を維持するとともに、生徒指導担当加配が未配当の学校がありますので、そういった学校の一部に非常勤の補助教員を配置して、運営を支援したいと考えています。

そのほか、特別支援学級に関する加配の見直しや、県の制限として「加配教員は単独で授業を実施することはできない」という制限がありましたけれども、そういったところも弾力的に運用を変えていきたいと考えています。

6ページをごらんください。

学級編制基準については基本的に県のとおりにしますけれども、若干変更している部分があります。そこについて説明します。

まず、上の表です。「2. 特別支援学校」の養護教諭の定員配当方針です。左側は県の基準で「学校に1人とする。ただし、指定する学校は2人とする。」となっています。この基準を右側の神戸市基準では、「学校に1人とする。ただし、指定する学校は2人または3人とする。」と変えたいと考えています。

下に点線囲みで書いていますが、神戸市内にはかなり規模が大きい特別支援学校が多くありますので、実際に既に3人配置の学校が3校あります。そういった実態に合わせる形で定員配当方針も変更したいと考えています。

それから、下の表で、同じく特別支援学校の別表第7です。小中学部の自立活動担当教諭について、障害種別ごとにそれぞれ学級数に応じて定員配当の表があります。その下の

点線で囲んでいる部分ですが、県はこの定員を配当する際に、この表の特定の学級数にきた場合、表の定員に加えて、自動的に調整定員を配当する取り扱いを行っています。

「肢体不自由」の表をごらんください。例えば、肢体不自由の表では7クラスから12クラスでは定員が6人となりますけれども、肢体不自由が10クラスから12クラスの場合、自動的にプラス1人配当して、合計7人を配当しています。こういったところがほかにもたくさんあるため、神戸市基準ではあらかじめ全てを読み込んだ表にしたいと思っています。この結果として右側のような表にしたいと思っています。理由については、点線囲みの部分に書いていますけれども、取り扱いの明確化、それから調整定員を配当する場合に学校側も事務局側も双方に事務が発生しますので、そういった事務を軽減したいと考えています。

別表第8は高等部ですけれども、こちらも同じ趣旨です。

実際の学級編制基準と教職員定員配当方針については、1ページから4ページに載せている表のとおりです。

説明は以上です。

(雪村教育長)

この件について、いかがでしょうか。

(梶木委員)

1ページ(2)の表に何度か「指定する学校には」と出てきますけれども、これは誰がどのように指定するのですか。

(竹森給与定数移管担当課長)

実務的には教職員課で判断します。

(梶木委員)

児童生徒の人数なのかなとは思いますが、どういう基準で判断するのですか。

(竹森給与定数移管担当課長)

それぞれ違いますけれども、一定の取り扱い基準のようなものはあります。国の制度でも基準があり、基本的にはそれに準じて取り扱いたいと思っています。

例えば、養護教諭等は「学校に1人とする。ただし指定する学校は2人とする。」と書いていますけれども、これについては国では小学校で851人以上の児童数がいれば、定数は2人と決まっています。同様に、中学校では801人以上という基準があって、そのとおり取り扱っています。

(梶木委員)

中学校給食が始まっていますね。そこで栄養教諭が神戸市の中学校ではどのように配置されるのかと思いました。

(竹森給与定数移管担当課長)

栄養教諭は神戸市の中学校には、現在配置されていません。国の栄養教諭の配置基準では、学校給食を実施するために必要な施設を置く学校と共同調理場に配置することとなっており、今の状態で本市の中学校に配置するとなると、全て市単独で配置することとなります。そういうことも踏まえた上で、政策的に配置するのかどうかということは、少し議論が必要だと思います。

(梶木委員)

4月から「配置なし」「指定する学校なし」ということですね。それでも、表には残しておくのですね。

(竹森給与定数移管担当課長)

県基準から変更しないことにしたいと考えています。

(梶木委員)

給食を実施していなかったときはそれでいいのかなと思っていましたけれども、学校給食という形で、しかも、今度の1年生からは全員喫食が基本という中で、まずは食べるように申し込み制度を動かしていくときに、栄養教諭が全くゼロでいいのかという気持ちがあります。喫食率にも絡んでくるのかもしれないと思います。

(竹森給与定数移管担当課長)

あくまでも国の基準は自校調理を前提としているため、今の方式では国から配当される定数がありません。

(梶木委員)

例えば、大阪市はどうされていますか。

(竹森給与定数移管担当課長)

申しわけありません。現在、情報は持っていません。

(梶木委員)

中学校給食の普及をいつも議題にしている中で、栄養教諭が1人も配置されていないと

というのはどうかと思う部分もあります。そのかわりにどなたかほかの、例えば、家庭科の教員で食物が専門の方などが何とかしていただいている学校があったらいいですけども、なかなか言っていることとやっていることが違うのではないかというように見えてしまうと思います。どうしたらいいですか。

権限移譲があるから、神戸市で判断できるように思います。

(雪村教育長)

他都市の例については、もう一度調べてみます。デリバリーランチボックス方式をやっている相模原市、大阪市、京都市、新潟市あたりに栄養教諭を市単独でもつけているのかどうかですね。

当然、配当するという事は、予算要求や定数要求の話になってきます。教職員課、健康教育課の双方で調べてくれますか。

(竹森給与定数移管担当課長)

はい。

(山本委員)

財源の再配分ということで、定数の変更は恐らくないと見るのが普通だろうと思いますが、資料に「権限移譲による効果」「弾力的な教職員の配置が可能」とはっきり書いていただいているように、来年度からこの辺の効果を最大限に発揮していただきたいと思います。現場で本来、人が入るべきところに入らずにいるとか、穴があくとかということは異常な状態だと思います。ぜひともこの効果を発揮して、学校現場や子供たちが困ること、先生方が困る場面がないようお願いできたらと思います。

(雪村教育長)

教第70号議案について、承認いただいてよろしいですか。

(6名の賛成により可決)

(雪村教育長)

ありがとうございます。。

続いて、教第72号議案、神戸市立高等学校学則の一部を改正する規則の件について、学校計画課よりお願いします。

教第72号議案 神戸市立高等学校学則の一部を改正する規則の件

(牧野学校計画課長)

教第72号議案、神戸市立高等学校学則の一部を改正する規則の件について説明します。

本件は、平成28年度末で神港高校の普通科を廃科するに当たって、神戸市立高等学校学則の一部を改正するものです。

2ページをごらんください。

改正内容として、左側に現行の規則、右側に改正後の規則を記載しており、右側の下線部分が改正部分となります。内容としては別表のうちの神港高校普通科の項を削るものです。

3ページをごらんください。

この規則改正については、昨年12月20日に開催された教育委員会会議において、神戸市立高等学校学則の一部を改正する規則の案の件としてお諮りし、承認いただいた後、昨年12月27日から1月25日までの間、神戸市行政手続条例に基づいて意見公募手続を行いました。規則改正案について意見の提出はありませんでしたので、当初案のとおり改正します。

説明は以上です。審議をお願いします。

(雪村教育長)

神港高校に関連する改正について、いかがでしょうか。

規則改正の件、よろしいですか。

(6名の賛成により可決)

(雪村教育長)

ありがとうございます。

続いて、主要行事予定について、総務課からお願いします。

その他の報告事項 主要行事予定

(豊永総務課長)

1月17日以降の主要行事については、記載のとおりとなっています。

今後の主要行事予定ですが、あす2月8日は神戸市スポーツ表彰。2月11日土曜日から2月25日土曜日まで神戸市立幼稚園生活発表会が開催されます。2月13日月曜日は、女性管理職との教育懇談会。17日金曜日は、いぶき明生支援学校の視察となっています。

次回教育委員会会議は、2月21日火曜日13時15分から定例会を予定しています。よろしくをお願いします。

(雪村教育長)

何か行事予定で漏れている点や確認されたい点はありませんか。

(豊永総務課長)

済みません。21日は議会日程と重なっておりますが、まだ時間が決まっていないので、それを含めて調整させていただきます。

(雪村教育長)

行事予定について、よろしいですか。

そうしたら、その他、教育委員の皆さんから教育委員会会議で取り上げるべき項目について、意見はありませんか。

何かありましたら後日でも結構ですので、事務局までお伝えいただきたいと思います。

(雪村教育長)

それでは、これより非公開案件に入ります。

教第68号議案、神戸市一般会計補正予算の教育委員会所管分に関する意見決定の件について、お願いします。

教第68号議案 平成28年度神戸市一般会計補正予算（教育委員会所管分）に関する意見決定の件

(豊永総務課長)

2月補正予算です。4ページをごらんください。既に詳細な資料をお送りしていますので、簡単に説明します。

歳出予算、教育委員会所管分で80億2,313万9,000円という予算です。まず（1）高専で8,200万円、これはエレベーター設備更新や空調設備の整備になっています。

（2）北給食調理場改修ということで1億9,600万円。これは御影北小学校の改築工事に伴う給食対応として、給食室が使えなくなるのですが、給食室を新たに仮設で建てると、こんな金額では済みません。北給食調理場の拡張スペースは後々別途使えますので、無駄にならない投資ということで、こちらで対応をしたいと思います。

（3）高等学校建設ですが、71億5,000万円ということで、まちづくり公社により先行建設で行っている葺合高校と神港橋高校について買い戻しを行うものです。葺合高校で49億円、神港橋高校で22億円です。神港橋高校については、まだ買い戻しは全部終わりません。平成30年度まで買い戻しが続きます。

（4）学校施設改修ということで5億9,400万円です。受変電設備や水道の関係、防火戸の改修、校門監視カメラの設置です。

それから、繰越明許費が163億5,100万円です。年度内に事業が完了する見込みのない事

業について、議会の承認を得て平成29年度に予算を繰り越すということで、小学校建設や、上筒井小学校・筒井台中学校の整備、H A T神戸の小学校・特別支援学校の建設、公民館の耐震化、学校施設改修、高専の施設改修、北給食調理場の改修、高等学校建設、学校施設改修ということで、10月、2月に補正予算で計上したものは全額を繰り越す形になっています。

説明については以上です。

(雪村教育長)

2月補正予算案について、いかがでしょうか。

承認いただいてよろしいですか。

(6名の賛成により可決)

(雪村教育長)

続いて、教第69号議案、神戸市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則の件についてお願いします。

教第69号議案 神戸市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則の件

(仲田教育企画担当課長)

教第69号議案、神戸市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則の件について説明します。本件は、高校生向けの神戸市奨学金の支給額を見直すため、規則改正を行おうとしているものです。

3ページをごらんください。非課税世帯への就学支援に関する制度の変遷を記載しています。一番左が平成25年度までの各種支援制度トータルの支給額ですけれども、公立高校の授業料無償化分も含めて、公立高校では20万2,800円、下の私立高校で47万5,600円となっていました。平成26年度から、従来の公立高校の授業料無償化制度が高等学校等就学支援金制度に変更となり、また私立高校については従来からある就学支援金の支給額が増額されています。

また、国においては青字で記載している高校生等奨学給付金制度が創設され、これらによって、第2子以降については平成25年度までのトータル支給額を上回ったことから、市単独の制度である神戸市奨学金の制度については廃止しています。例えば、公立高校では、平成26年度、平成27年度のオレンジのない下側の欄になりますが、第2子以降の支給額は神戸市奨学金を廃止しても24万8,500円となり、平成25年度以前の20万2,800円を上回る水準となっています。このことから、奨学金を廃止したところです。

一方、第1子については、トータル支給額が平成25年度並みの水準となるように、神戸

市奨学金の支給額を減額して、引き続き支給を行っています。こちらも公立高校を例にすると、赤字の神戸市奨学金は平成25年当時の8万4,000円から4万8,000円に減額して、新たに支給される青字の奨学給付金3万7,400円を加えて、総額で平成25年度の20万2,800円と同水準の20万4,200円となるように設定したものです。

同様の考え方で、平成28年度も奨学給付金の支給額が青字の3万7,400円から、公立高校では5万9,500円に増額されたことにあわせて、市単独の赤字の神戸市奨学金は減額しています。

今回、平成29年度においても、国予算における青字の奨学給付金がさらに増額されたことに伴い、従来の支給水準は維持しながら神戸市奨学金を減額しようとするものです。具体的には、公立高校では平成28年度の赤字の3万円から、平成29年度は1万4,400円に、私立高校では従来の3万6,000円から1万9,200円に減額しようとするものです。例えば、公立高校でのトータルの支給水準は平成28年度並みの20万9,000円、前年度の20万8,300円とほぼ同水準としています。

4ページには、国予算における奨学給付金の制度改革の概要を添付しています。

2ページは、減額内容の新旧対照表です。こちらは月額での規定となっていて、公立高校では月額2,500円から1,200円に、私立高校では3,000円から1,600円に変更しようとするもので、先ほど説明した内容の変更となります。

施行については、平成29年4月1日を予定しています。

説明は以上です。

(雪村教育長)

奨学金条例施行規則の改定について、いかがでしょうか。

国の制度の見直しによって、総額を変えないように神戸市でも変更します。

この件について承認いただいて、よろしいですか。

(6名の賛成により可決)

(雪村教育長)

続いて、教第71号議案、神戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案についての意見決定の件についてお願いします。

教第71号議案 神戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案についての意見決定の件

(竹森給与定数移管担当課長)

教第71号議案は県費負担教職員の権限移譲後の勤務条件を定めるための条例改正の議案

です。資料59ページの次に参考資料「権限移譲後の教職員の給与・サービス制度について（概要）」を添付しています。こちらをごらんください。勤務条件について、権限移譲後は神戸市の条例・規則が適用されますので、原則として神戸市の勤務条件によることとなります。

まず、「（１）給料表」の「①教員」は、小・中・特別支援学校の教員ですけれども、神戸市の条例に新たに「教育職給料表（５）」を設けます。「教育職給料表（５）」については、県の小学校、中学校教育職給料表と全く同じ給料表とします。特別支援学校の教員については、現在、県の高校の給料表が適用されています。これを今回、権限移譲のタイミングで小学校、中学校とあわせたいと考えています。昇給・昇格については、神戸市の制度に準ずるということです。

次に、「②学校事務職員」については、現在、県の行政職の給料表が適用されていますが、権限移譲後は神戸市の条例の行政職給料表を適用します。昇給・昇格については、神戸市の制度に準ずることとなります。現在、県が行っている行財政改革のカットについては、権限移譲後は行わないということですが。

続いて、「（２）諸手当」です。こちら原則として、神戸市の制度を適用します。扶養手当、住居手当、通勤手当は、権限移譲後に改めて認定を行います。ここには細かく書いていないですけれども、地域手当については、県では9.55%が適用されていますが、市では12%になります。こういったこともあって、大部分の教員の方は収入がふえると考えています。

次に「②教員特有の手当」です。資料に掲載しているのは一部ですけれども、こちらについては県並みの制度を設定したいと考えています。「給料の調整額」は特別支援学校の先生や特別支援学級を担当する教員に支給される手当的なものです。それから、「多学年学級担当手当」は複式学級を担当した場合に支給される手当です。こういったものを県並みの制度にしていきます。

「（３）サービス制度」は勤務時間、休暇等の制度ですけれども、神戸市の制度に準じていきます。

「（４）福利厚生」については、教員、学校事務職員とも、現在加入している団体にそのまま手続なく継続加入していただきます。公立学校共済組合や兵庫県学校厚生会等にそのまま加入していただきます。

「（５）その他」です。給与制度の変更に伴い、水準が下がる場合、例えば給料表が変わる特別支援学校の先生や学校事務職員の一部に下がる方が出てきますので、そういった場合は経過的な取り扱いを行っていきます。

「２．改正する条例」は全部で10本です。

次ページ以降は、細かい勤務条件の案ということで、昨年10月に一般教員の方にも「こういった制度になります」と、既に御案内をしている内容となっています。説明については省略します。

説明は以上です。

(雪村教育長)

給与条例の改正について、いかがでしょうか。

先ほどの予算のときに議論になったけれども、管理職手当は何が根拠でしたか。

(竹森給与定数移管担当課長)

金額は規則になります。

(雪村教育長)

規則改正は必要なわけですね。では、案が固まった段階でまた規則改正の形で審議いただくということですね。

(竹森給与定数移管担当課長)

はい。

(雪村教育長)

概要の次についている「勤務条件（案）について」という冊子は教職員に配布したということですか。

(竹森給与定数移管担当課長)

昨年10月末にこういう条件になる予定ですという状態で一旦配布しています。

(雪村教育長)

ただし、この中身は全てが条例事項というわけではないですね。

(竹森給与定数移管担当課長)

はい。

(雪村教育長)

例えば通勤手当の支給額といった細かいものは条例に載っていないですか。

(竹森給与定数移管担当課長)

細かいところは規則に載っています。

(雪村教育長)

それも含めて、わかりやすいようにこうやってPRしたのですね。わかりました。
そうしたら、条例改正について、この方向で進めてよろしいですか。

(6名の賛成により可決)

(雪村教育長)

では、異議なしという意見を市長に返させていただきます。

続いて、教第73号議案、神戸市立小中学校便所改修に係る工事委託契約締結の件に関する意見決定の件と、教第74号議案、神戸市立小中学校外壁他改修に係る工事委託契約締結の件に関する意見決定の件について、あわせて学校整備課からお願いします。

教第73号議案 神戸市立小中学校便所改修に係る工事委託契約締結の件に関する意見決定の件

教第74号議案 神戸市立小中学校外壁他改修に係る工事委託契約締結の件に関する意見決定の件

(松浦学校整備課長)

それでは、教第73号議案、教第74号議案について、一括して説明します。

教第73号議案のほうの小中学校の便所改修工事の委託契約の件で、教第74号議案が同じく小中学校の外壁ほか工事の委託契約の件ということです。ともに予定価格5億円以上の工事についての委託契約ですから、市会の議決案件になります。3ページにあるように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から本委員会の意見を聴取されていますので、異議なしとの決定をお諮りするものです。

本件の内容ですが、それぞれ4ページ以下に学校名、金額等をつけていますので、御参照いただけたらと思います。

まず教第73号議案は小中学校9校の便所改修工事です。それから、教第74号議案は7校の外壁改修工事ですが、いずれも一般財団法人神戸すまいまちづくり公社へ委託を行おうとするものです。

委託金額については、便所改修工事が7億5,439万円余り、外壁ほか改修工事が11億5,286万円余りとなっています。

現在、学校施設については、5割以上が建築後30年以上経過しており、改修件数が増加しています。学校運営上、工事の施工時期は夏休みに集中しますので、膨大な工事発注事務が一時に集中して発生しています。現在の神戸市の建築技術部の体制では、全ての工事を処理することが困難な状況となっています。公共工事の品質確保の促進に関する法律という法律があり、そちらで地方公共団体がみずから発注関係事務を適切に実施することが

困難であると認めるときは、当該事務を公正に行うことができる条件を備えたものを選定するものということにされています。

委託運営先の一般財団法人神戸すまいまちづくり公社は、公共工事に関する専門知識と経験を有し、私企業との利害関係がなく、公平性、中立性を確保できる条件を備えている団体と認められるため、当公社を委託運営先と選定しているものであり、先般1月26日の教育委員会事務局委託審査委員会でも承認を得ています。

以上で説明を終わります。審議をお願いします。

(雪村教育長)

教第73号議案及び教第74号議案について、いかがでしょうか。

(梶木委員)

建築課が施工するところと公社が施工するところの違いは何ですか。

(松浦学校整備課長)

基本的には、市役所の建築課でお願いするのですが、どうしても先ほど説明したように、工事時期が集中するので、全てを施工できません。公共工事の品質確保の促進に関する法律という法律があり、自治体が直営で発注業務をするのが困難な場合については、公正な条件を備えたものを選定するものとされていて、知識と経験を有し、なおかつ公正事務を確保できるということで、公社にお願いしたということです。

これまでも5億円以下の小規模な工事は状況に応じて公社に委託していますが、今回は、先般の国の補正予算がかなり前倒しでついていること、それからトイレや外壁についてもかなり前倒しで工事していて、ともに5億円を超えているため、議案という形で諮っています。

(梶木委員)

例えば魚崎小学校が公社で広陵小学校が建築課でというのは、たまたまそう分けているだけですか。

(松浦学校整備課長)

それは事務局と（市長部局の）建築課、公社とで協議して、工事のエリアなどに分けて決めています。

(梶木委員)

これは便所改修ということですが、洋式化しますか。

(松浦学校整備課長)

洋式化もあわせてさせていただきます。

(渡辺学校整備課管理係長)

便所については老朽改修であり、ここには古くなっているトイレばかりが上がっています。配管等も含めての全体的なやり直しの中で、便器についても和式がかなり残っていますけれども、今の時代ですので洋式化していくということになっています。

(梶木委員)

床はそのままですか。

(渡辺学校整備課管理係長)

床ももう一度防水をやり直すこともあります。

(梶木委員)

ドライになるとかではないですか。

(渡辺学校整備課管理係長)

学校は基本的には湿式で、水を流して洗うことが定着していますけれども、また同じように湿式にしようとする、工事のはつり作業があり非常に大変ですから、学校と協議しながら、ドライ方式も取り入れようとしているところです。掃除のやり方から全てが変わってしまうので、徐々に学校の理解を得ながら進めていこうと思っています。

(山本委員)

資料を見ると、外壁改修には国庫補助が出るけれども、屋上だけだと出ないと読めますが、そういうことですか。

(渡辺学校整備課管理係長)

国庫補助をとっている分は「防災機能強化事業」というメニューを使っており、その対象になるのは外壁等の落下を防止する工事です。ですから、単に屋根が傷んでいて雨漏りするといった理由で、屋上の防水をやりかえるということであれば、そのメニューは適用されないで国庫補助が使えていません。別に「老朽改修」というメニューもありますけれども、それについては単に外壁だけではなく、内部も含めて手を入れないといけないということもあります。そういう改修の仕方もありますけれども、できるだけたくさんの学校を改修していきたいということもあって、まずは外壁や屋根など、傷みの大きいところから取りかかっているところですから、老朽改修は使わずに防災機能強化事業を使ってい

ます。

(山本委員)

よくわかりました。

(今井委員)

工事費は委託するほうが割高になりますか。

(松浦学校整備課長)

基本的には同じです。資料5ページ、6ページの積算にあるように、市の営繕部門に委託した場合でも一定の営繕事務費というものがかかってきますので、基本的には同じです。

(渡辺学校整備課管理係長)

工事の積算は同じ基準でやっていますし、公社でも入札しますので、工事費については変わることはないと思います。

(山本委員)

これから、どんどん出てくるということですね。昭和の終わりごろに建てた学校がたくさんあって、改修が残っているところはたくさんあるということですね。

(松浦学校整備課長)

やることはたくさんあります。これ以外の小修繕もたくさんありますので、できるだけ安全が確保できるようにという観点でやっていきたいと考えています。

(雪村教育長)

それでは教第73号議案及び教第74号議案について、よろしいですか。

(6名の賛成により、2件の議案について可決)

(松浦学校整備課長)

ありがとうございました。

(雪村教育長)

次に報告事項5、神戸市北野町山本通伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例に係る意見提出手続についてお願いします。

報告事項5 (仮称) 神戸市北野町山本通伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例(案)に係る意見提出手続について

(千種文化財課長)

背景としては、皆さん御存じのように、北野町山本通地区というのは町並みを保存するため、通称「伝建地区」——伝統的建造物群保存地区に昭和54年に指定されています。その中に、伝統的建造物等という形で洋館、和館、主に建物40棟、それに加えて門や塀などを地図にあるように指定しています。伝統的建造物は、現行の建築基準法ができる前に既に建っていますので、基準法には適合しない状態です。ところが、大規模な修繕を行う場合は、建築基準法の現行法が適用されることとなりますので、建物の外観、文化財的な部分を維持することが非常に難しくなります。これまでは、主に小修繕などで対応していましたが、直接建築基準法に触れることは余りなかったわけですが、築100年等を超えてくると、今後大規模な修理や修繕が予想されます。その際には、このままでは現行法の適用を受けてしまいますけれども、建築基準法第85条の3に、新しく条例を制定することで伝建地区の制限が緩和できるという条文があり、保存することができるようになっています。今回、その規定に基づいて、大規模な修繕等を行う場合、代替の安全対策を講じることにより、伝建地区の制限を緩和する新条例を、建築基準法を所管する住宅都市局建築安全課に依頼して作成しました。この案について、地元の皆様方にお知らせをするとともに、3月1日から31日まで広く意見を募集する予定にしています。

新条例の概要ですが、下の図にもある伝統的建造物及びその敷地にある伝建物以外の門や塀、及び石垣等が緩和の対象となります。対象となる行為については、あくまでも伝建地区の敷地であって、伝建物の大規模な修理や解体修理、増築等をする行為に限られます。

資料2ページには、現行法の適用条項等の基準及び代替の安全策について書かれています。第21条から第56条までが今回の対象とするところです。例えば第44条「道路内の建築制限」について、先ほどお配りした写真を見ていただくと、北野の町並みを象徴するような、建物を縫うように非常に狭い道がとあっていて、ある意味景観を特徴づける状態になっています。現行法では道路の幅4メートル以下の場合、道路の中心線より両側に2メートルずつ建物を下げないといけないという規定に抵触します。今は道の中に建物がある状態になってしまいますので、修理したときに、建物はこのまま同じ位置では建てられないこととなります。それを緩和する方策として、表にもあるように、例えば石こうボードを張るといった防火対策がかわりにとられているのであれば、このままの位置でもいいですよというように制限を緩和するという趣旨です。こういうふうにして、外観を現地でこのまま残していくための対策として今回緩和の新条例をつくるということです。

手続としては、3ページの図式のように申請者は建築安全課と文化財課に新条例の申請及び都市景観条例による申請を行って、その許可のもと建築確認申請を行っていくという順番の手続になります。

制定時期については、3月のパブリックコメントを経て、国土交通大臣の承認の後、平成29年第2回定例市会に提案を予定していますが、施行時期については平成30年度春を予定しています。新条例の市会提案の前には神戸市長から教育委員会に意見聴取が求められますので、改めてこの会議にお諮りする予定になっています。

以上です。

(雪村教育長)

まずはパブリックコメントをするという報告案件です。いかがでしょうか。

(梶木委員)

要するに、このままのまちの景観を保ちつつ、火事に強いまちにしようということですね。

(千種文化財課長)

そういうことです。

(梶木委員)

確かに、道はすごく狭いですね。

(千種文化財課長)

単純に広げてしまうとまちの景観が変わっていってしまいます。全国に115ほど伝建地区がありますが、各都市が順次こういう緩和条例を整備しながら、建物を保全していこうという動きです。

(梶木委員)

今は(建物を道路の中心線より)2メートル下がらないといけないと思っておられますが、それをしなくてもよくなりますよね。

(千種文化財課長)

代替策はとっていただかないといけませんが、現位置のままでいけます。

(梶木委員)

その火災用に代替策は高いですよ。

(今井委員)

この条例は消防と十分話し合った上でこういう案をつくったのですよね。

(千種文化財課長)

そうです。建築基準法を担当するところが消防など、いろいろ各局と調整した上で、現状の北野の実態を踏まえて、何をどう変えれば実現できるかということの研究をさせていただいて、でき上がったものです。

(雪村教育長)

パブリックコメントについてはよろしいですか。

(「はい」の声あり)

(雪村教育長)

そうしましたら、教育委員会会議はここで閉会します。ありがとうございました。

閉会 : 午後 5 時 2 分